いつまでもいきいきと暮らせる八女市を目指して

八女市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画
令和3（2021）年度～令和5（2023）年度

ダイジェスト版

すべての高齢者が、できる限り介護等を要する状態にならず健康で暮らし、また、介護や生活支援、医療等が必要な状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域の関係団体等と連携・協働し、各日常生活圏域の状況に応じた地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進を図ります。

発行日／令和3年3月　編集・発行／八女市　健康福祉部　介護長寿課

〒834-8585 福岡県八女市本町647番地　TEL 0943-23-1353

計画策定の趣旨

八女市では、団塊の世代が75歳以上となる令和７（2025）年までを見据え、誰もが住み慣れた地域でその人らしく暮らせる地域社会づくりを目指し、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が一体的に提供される体制（地域包括ケアシステム）の構築に取り組んできました。

八女市高齢者福祉計画・第８期介護保険事業計画は、「地域共生社会」の考え方を踏まえ、継続して地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、団塊ジュニア世代が65歳以上となる、令和22（2040）年を見据え、高齢者自身も役割や生きがいを持って暮らせるまちづくりに向け策定するものです。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法（第20条の８）の規定による「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）の規定による「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定しています。

また、「第５次八女市総合計画」（基本構想計画期間：令和３～12年度）を上位計画とし、福祉分野の各個別計画に共通する理念や取り組み等を定めた「第２次八女市地域福祉計画・地域福祉活動計画」等の本市の関連計画と整合性を図り策定するものです。なお、「第５次八女市総合計画」では、SDGs（持続可能な開発目標）の推進に向けた施策展開を設定し、本計画と関連する内容では５つの目標を提示しています。本計画においても、SDGsの視点を取り入れた計画の推進を行い、目標の達成に向けて取り組みます。

計画の期間

本計画の期間は、令和３年度から令和５年度までの３年間です。

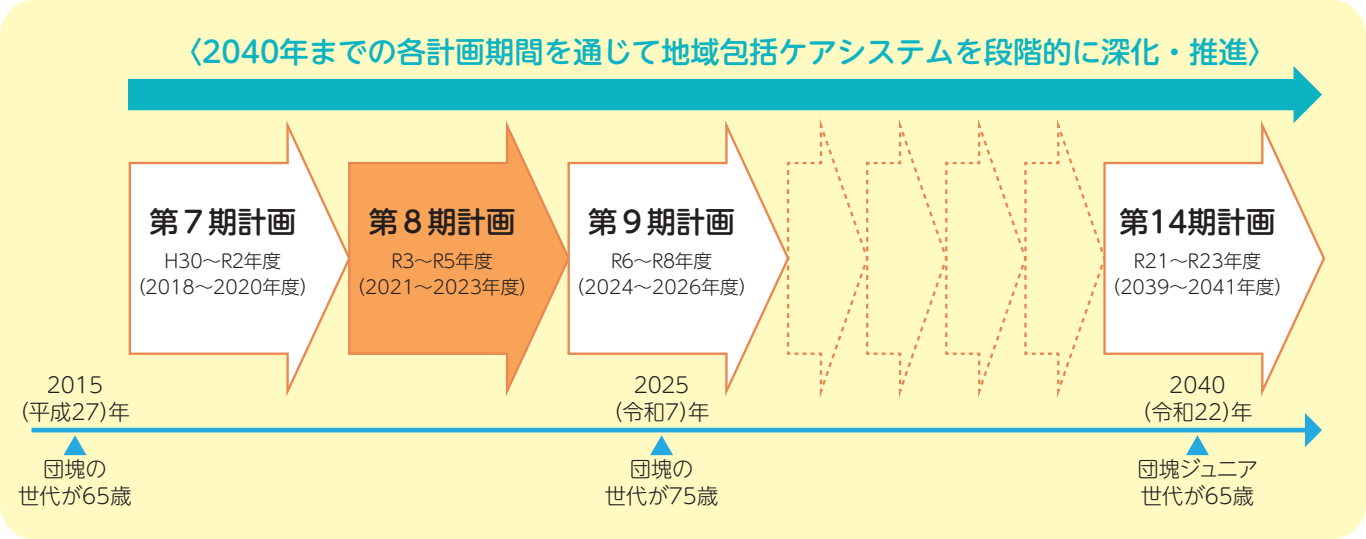

八女市高齢者福祉に関する現状と課題

人口減少・少子高齢化の推移

本市の総人口は減少傾向にあり、今後も減少し続けるものと予測されています。また、高齢者人口は、令和３年をピークに緩やかに減少に転じますが、高齢化率は上昇を続けます。これは、年少人口や生産年齢人口の減少が著しいことが要因だと考えられます。また、2040年には高齢者人口が生産年齢人口を上回ることが予測されています。

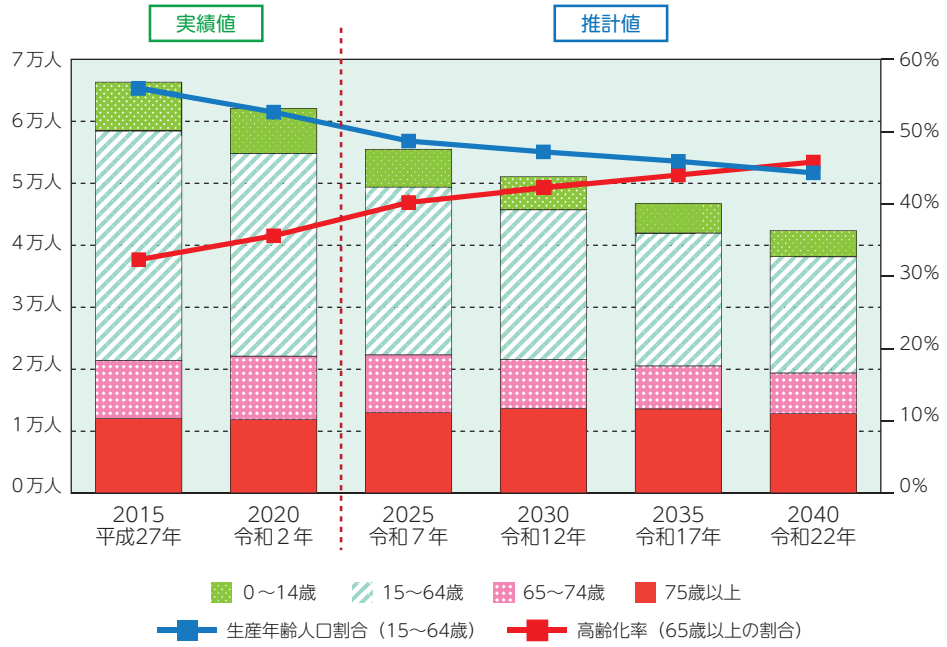

（資料）2020年までは住民基本台帳（10月１日現在）
2025年からは国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口　（平成30（2018）年推計）」

要介護（支援）認定者数の推移

認定者数は横ばい状態で推移しており、令和２年10月時点で4,105人となっています。認定率は、直近では18%台で推移していますが、今後は増加傾向で推移していくことが予測されています。これは、高齢者人口の中でも後期高齢者（75歳以上）の割合が増加していくためだと考えられます。

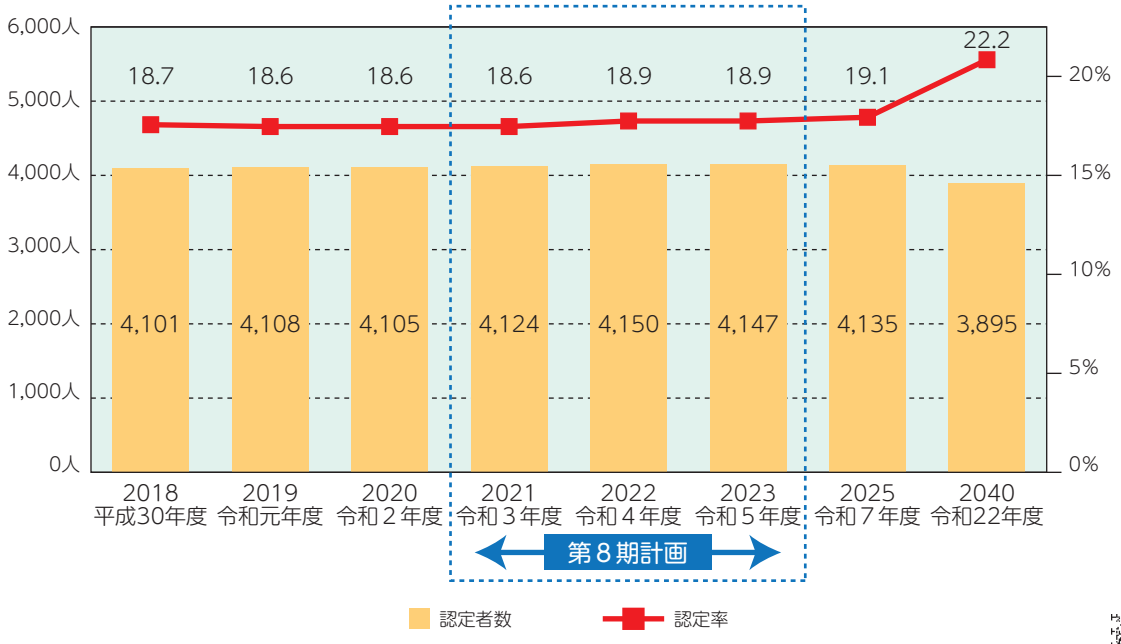

（資料）実績値は介護保険事業状況報告（10月１日現在）、
推計値は平成30年度・令和元年・２年度実績値（見込み）を基に厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを用いて算出（10月１日現在推計値）※認定率は高齢者人口に占める要介護（支援）認定者数（第２号被保険者を含む）の割合

計画の体系

計画の基本理念と５つの方向性のもと、以下の体系により関連施策を推進します。

【基本理念】

いつまでも健康で安心してともに暮らせる環境づくり
～いつまでもいきいきと暮らせる八女市を目指して～

【計画の方向性】 【主要施策】

基本目標１
地域で高齢者を見守り、支え合う地域包括ケア体制の充実

1. 八女市地域包括ケアシステムの深化・推進
2. 地域包括支援センターの機能強化 **重点**
3. 地域ケア会議の推進
4. 地域での見守り・支え合う体制の充実
5. 介護人材等の確保・育成及び介護現場の業務効率化 **重点**

基本目標２
介護予防と生活支援の充実

1. 介護予防・日常生活支援総合事業の充実 **重点**
2. その他の生活支援サービスの充実
3. 地域と連携した介護予防・生活支援の展開
4. 自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進

基本目標３
健康づくりや社会参加・生きがいづくりの推進

1. 健康づくり・生きがいづくり活動の推進
2. その他の社会参加活動等の推進

基本目標４
安心して暮らせる環境づくりの推進

1. 認知症施策の推進 **重点**
2. 在宅医療・介護連携の推進
3. 高齢者の権利擁護と家族介護者への支援
4. 福祉のまちづくりの推進
5. 防犯・防災対策の充実

基本目標５
介護保険サービスの充実

1. サービス基盤の整備
2. 施設・居住系サービス
3. 地域密着型サービス
4. 居宅サービス
5. 介護保険サービスの量と給付費
6. 介護保険の事業費
7. 介護保険料の算出
8. 介護給付適正化に向けた取り組みの推進
9. 介護保険の円滑な運営のための方策

重点目標の取り組み内容

本計画における重点目標として、次の内容に取り組みます。

地域包括支援センターの機能強化

◆本市においては、合併前の旧市町村を基本単位とした６地域の日常生活圏域に地域包括支援センターを設置し地域包括ケアシステムの推進を図ります。また、効果的な運営を行うために、３職種（主任介護支援専門員・保健師等・社会福祉士等）を配置し相談体制の強化を図ります。

◆統括部門の機能強化及び関係機関との連携強化を推進します。また、東部地区の機能強化及び効率的な運営体制を構築します。

◆地域包括支援センターの総合相談窓口としての認知度向上と定着を図るため、ホームページ、広報、ＦＭ八女やほうかつ通信の発行等により市民への周知を拡充します。

介護人材等の確保・育成及び介護現場の業務効率化

◆引き続き、介護職員初任者研修等を開催するとともに、研修受講生に対し、市内の介護保険事業者の求人情報等を発信することで、働き手と介護保険事業者をつなぐ仕組みづくりを構築します。

◆八女市地域密着型サービス連携会議などの介護・福祉関係事業者等と協働し、介護人材の確保や育成に向けた研究を行います。

◆教育関係機関と協働し、「介護の魅力」を小・中学校等の教育の現場を含め、広く地域住民へ発信していきます。

◆実地指導における提出文書の削減や各種届出書類について手続きの簡素化をすることで、介護サービス事業者の負担軽減を図ります。

介護予防・日常生活支援総合事業の充実

◆住み慣れた地域でできる限り長く自立した生活を送ることができるよう、また、リハビリテーション体制の地域格差縮小を目指し、新たに訪問型サービスＣを実施します。訪問型サービスＣとはリハビリテーション専門職が個人宅に訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、社会参加を高めるために必要な相談・指導及び自立支援に必要な機能訓練等を実施し、事業が終了した後もセルフケアマネジメントできるようサービスを提供するものです。

◆地域での介護予防推進のため、通いの場の創出を行い、活動支援のために情報提供や講師派遣等を行います。

認知症施策の推進

◆認知症サポーター養成講座を、小・中学校や民間企業等も含めた様々な場で開催し、認知症に関する理解の普及・啓発を行います。

◆チームオレンジ（ステップアップ研修を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の方やその家族のニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み）の整備を検討します。

◆認知症高齢者やその家族の支援を行うために、認知症地域支援推進員の機能強化を図ります。

サービス基盤の整備

第８期計画では、小規模多機能型居宅介護について未整備の３圏域（上陽・矢部・星野）での整備を推進し、そのうち２ヶ所での整備を目指します。小規模多機能型居宅介護とは、中重度の要介護者となっても、在宅での生活が継続できるように支援する、小規模な居住系サービスです。デイサービスを中心に訪問介護やショートステイを組み合わせ、在宅での生活の支援や機能訓練を行います。

サービス名	令和３年度	令和４年度	令和５年度	合　計
小規模多機能型居宅介護	１ヶ所	１ヶ所	―	２ヶ所

給付費の見込み

給付費（予防給付、介護給付）は増加傾向であり、第８期計画期間の３年間は、自然増や医療・介護療養病床から介護医療院への転換等の施設整備に伴い、さらに増加する見込みです。

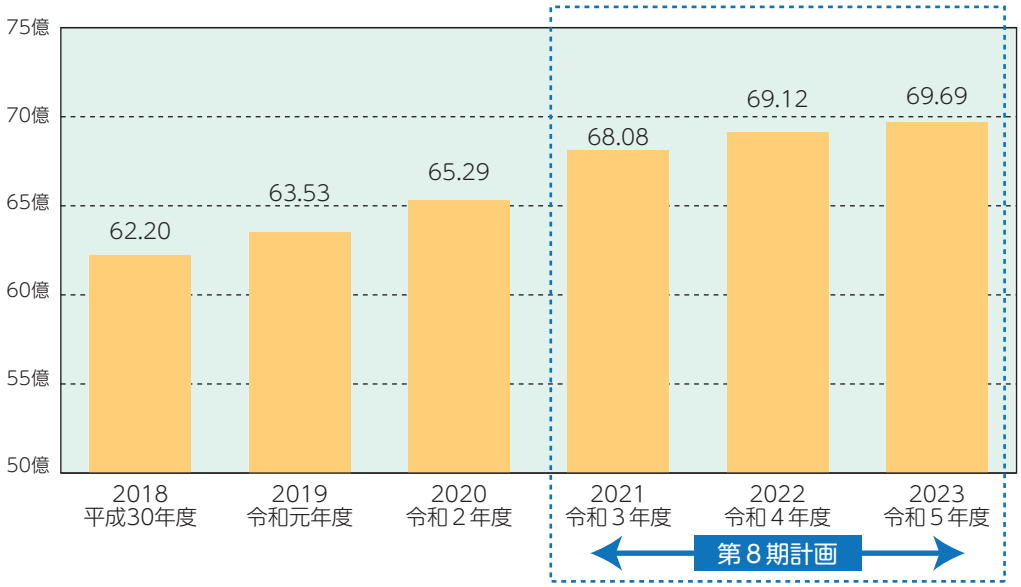

（資料）実績値は厚生労働省「介護保険事業状況報告」年報（令和元年度のみ「介護保険事業状況報告」月報）、推計値は平成 30 年度・令和元年・２年度実績値（見込み）を基に厚生労働省の地域包括ケア「見える化」システムを用いて算出（10 月１日現在推計値）

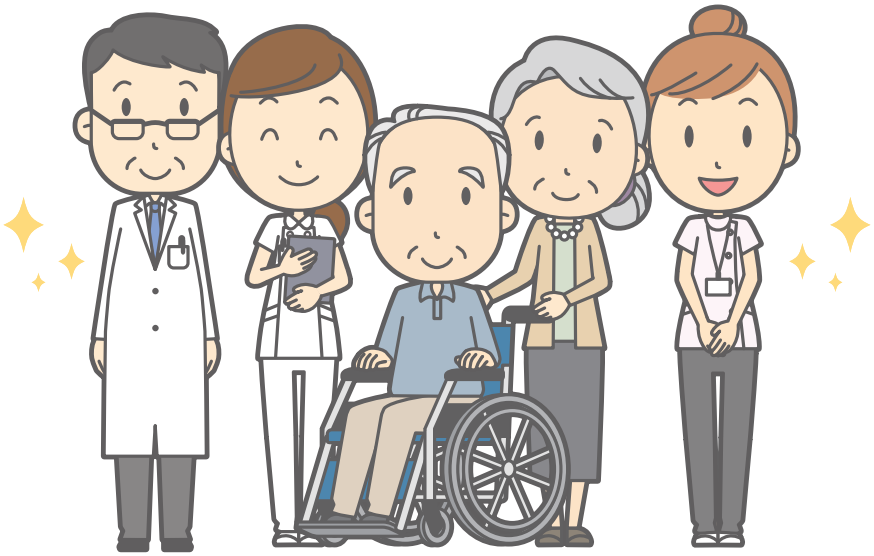

第８期計画介護保険料の多段階化・軽減強化について

本市では、国の標準段階９段階に加えて、所得に応じたよりきめ細やかな保険料設定を行うため、所得段階を11段階で設定しました。

これまで、低所得者（第１段階～第３段階）について、公費を投入し保険料を軽減しています。本事業は第８期計画期間中においても継続します。

保険料基準額（年間）：72,000 円（月額 6,000 円）

【第１号被保険者の所得段階別保険料基準額】

所得段階	所得等の条件		保険料	
			料率	保険料（年額）
第１段階	●生活保護受給者または老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の方 ●本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が 80 万円以下の方		0.30 (0.50)	21,600 円 (36,000 円)
第２段階	本人及び世帯全員が市民税非課税	●本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が 80 万円を超え 120 万円以下の方	0.45 (0.70)	32,400 円 (50,400 円)
第３段階		●本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が 120 万円を超える方	0.70 (0.75)	50,400 円 (54,000 円)
第４段階	本人は市民税非課税だが、世帯員の中に市民税課税者がいる	●本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が 80 万円以下の方	0.90	64,800 円
第５段階 (基準額)		●本人の前年の課税年金収入金額と合計所得金額等の合計が 80 万円を超える方	基準額	72,000 円
第６段階	本人が市民税課税	●本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が 120 万円未満の方	1.20	86,400 円
第７段階		●本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が 120 万円以上 210 万円未満の方	1.30	93,600 円
第８段階		●本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が 210 万円以上 320 万円未満の方	1.50	108,000 円
第９段階		●本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が 320 万円以上 400 万円未満の方	1.70	122,400 円
第 10 段階		●本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が 400 万円以上 600 万円未満の方	1.85	133,200 円
第 11 段階		●本人の前年の合計所得金額から特別控除額を引いた額が 600 万円以上の方	2.00	144,000 円

※ 第１～３段階の（　）は公費負担導入による軽減前の数値

※「合計所得金額等」とは、「合計所得金額－特別控除額－年金所得額」のこと。給与所得額がある場合は、給与所得額から 10 万円を控除する所得金額調整控除がある場合は、所得金額調整控除を加えた額から 10 万円を控除する（控除後の額が０円を下回る場合は、０円とする）

※「合計所得金額」に給与所得額または年金所得額が含まれている場合は、給与所得額及び年金所得額の合計から 10 万円を控除する（控除後の額が０円を下回る場合は、０円とする）

※「特別控除額」とは、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額のこと

八女市地域包括支援センター

（高齢者等の相談センター）

八女市地域包括支援センターの役割

総合相談

様々な生活上の困りごとに対して本人や家族、近所の方や関係機関から相談を受け必要なサービスに繋ぎます

介護予防・生活支援

介護予防や要支援１・２の方へのケアプランの作成・評価を行います

- 身体の機能に不安がある
- 要介護認定の申請を頼みたい　など

権利を守る

虐待や金銭のトラブルから高齢者の権利を守ります

- 財産の管理に自信がなくなった
- 虐待にあっている人がいる　など

暮らしやすい地域づくり

- 地域と共に考え取り組むまちづくり
- 認知症になっても暮らしやすいまちづくり

など

心配事　・　悩み　・　疑問…

一人で抱えていませんか？お気軽にご相談ください

包　括　名	電話番号	所在地
八女地域包括支援センター	23-1203	八女市役所 本庁内
立花地域包括支援センター	24-8922	八女市役所 立花支所内
黒木地域包括支援センター	42-1119	八女市役所 黒木支所内
上陽地域包括支援センター	24-8315	八女市役所 上陽支所内
矢部地域包括支援センター	24-9011	八女市役所 矢部支所内
星野地域包括支援センター	24-8212	八女市役所 星野支所内

●相談受付時間●

平日：８：30～17：15

（土日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）除く）

※緊急時は時間外でもご相談ください